

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援 等）

→当社は宝石の輸入、宝飾品への加工、販売を行っており、その中で特に商品のデザイン・製作、そして広告の分野についてサプライチェーンの方々と協力を強固にしていきます。

デザイン・製作：当社の商品を作る自社工房が新たに完成し、今年から徐々に稼働します。今まで商品を発注していた企業への発注は多少減りますが、その企業にも当社の最新の機器の入った工房を、受注が多く回らないときなどに使用できる体制を作ります。

販売：当社のブランドや商品を世の中に宣伝するための代理店との契約において、契約書を事前に確認してもらい、内容についてお互いの納得がいくものになるようやりとりをしたのち契約書を交わす、という手順を踏みます。

→M&A を行う際には、先方の企業およびその社員の意見を極力尊重すべく、当社と相手企業、および社員との話し合いの場を設けます。

b. IT 実装支援（共通 EDI の構築、データの相互利用、IT 人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援等）

→現在取引中のすべてのサプライチェーンの企業に対して、当社の BCP（事業継続計画）を提示し、緊急時にお互いがお互いの企業、お互いのビジネスのために、その時何をするのかを決める話し合い、もしくは書面によるやりとりを 2024 年中に持ちます。将来的には努力目標を設定した文章を作成し、実効性のある実装支援を確定させます。

→当社は IT チームを有しており、サプライチェーンから IT に関する技術的・人的支援を依頼された折には、積極的に協力していきます。

c. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達等）

・当社が取り扱う商品に、天然ダイヤモンドに比べ環境に優しい “Lab Grown Diamond（ラボグロウンダイヤモンド）” があります。この商品の取り扱い量を増やし、天然ダイヤモンド採掘による環境破壊阻止に、間接的にだが寄与する方針をとります。具体的には店頭・

ネットで販売するラボグロウンダイヤモンドの商品数を増やし、世の中の人への啓蒙・教育を広告を通じておこなっていきます。

※天然ダイヤモンド採掘に伴う環境破壊に関する参考資料

(<https://diamondsforpeace.org/environmental-destruction/>)

※LAB Grown Diamond(ラボグロウン ダイヤモンド)に関する参考資料

(<https://tavernier.jp/pages/fair-price>)

- d. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）
→サプライチェーン企業からの経営や資金に関する相談には積極的に応じていきます。また、そのための窓口を設け、各企業に告知します。
→企業活動の一番大きな礎である当社および、サプライチェーンの社員の健康を守るために、会社間で協力できることがあるかを検討します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。※項目 1-a の“販売”の項も参照

② 型管理などのコスト負担

契約のひな形を参考に型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

③ 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、支払サイトを極力早くするよう努力し、最低でも 60 日以内とするよう努めます。また、先方の希望も契約時にヒアリングします。

④ 知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担

を押し付けないように相手の状況をまずは確認し、話し合いの場を持つ。また、事業再開時等には取引関係の継続等に配慮していく。

3. その他（任意記載）

- ①約束手形の利用の廃止に向け、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。
- ②下請取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図る

2024年3月6日

有限会社ビッタアルトレーディングカンパニー 代表取締役 パラリワラ・チータン・クーマル

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。